

令和6年度砥部町ななおれ梅組合経営支援交付金交付要綱

砥部町告示第3号

令和7年1月22日

(趣旨)

第1条 この告示は、農業経営の存続を図るため、農事組合法人ななおれ梅組合（以下「ななおれ梅組合」という。）が行う七折小梅の老木改植に伴う未収益区画（以下「未収益区画」という。）の栽培管理に要する経費として、予算の範囲内において、令和6年度砥部町ななおれ梅組合経営支援交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付金の額)

第2条 交付金の額は、未収益区画10a当たり152,929円とする。ただし、算出した交付金の額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付金の交付申請)

第3条 ななおれ梅組合は、交付金の交付を受けようとするときは、令和6年度砥部町ななおれ梅組合経営支援交付金交付申請書兼請求書（様式第1号）に関係書類を添えて町長が別に定める期日までに提出するものとする。

(交付金の交付決定)

第4条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付金を交付することが適当と認めたときは、その交付を決定し、ななおれ梅組合に対し、令和6年度砥部町ななおれ梅組合経営支援交付金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により交付金の交付を決定したときは、ななおれ梅組合が指定する金融機関の口座に交付金を振り込むものとする。

(調査及び報告)

第5条 町長は必要に応じ、交付金の交付を受けた者の経過及び成果等について調査を行い、又は報告を求めることができる。

(交付金の返還)

第6条 町長は、ななおれ梅組合が虚偽の申請若しくは不正の行為により交付金の交付を受けようとし、又は受けたときは、交付金の交付決定を取り消し、又は既に交付した交付金を返還させることができる。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

令和 年 月 日

砥部町長 様

団体名

住 所

氏 名

令和 6 年度砥部町ななおれ梅組合経営支援交付金交付申請書兼請求書

令和 6 年度砥部町ななおれ梅組合経営支援交付金を受けたいので、砥部町な
なおれ梅組合経営支援交付金交付要綱第 3 条の規定により、下記のとおり交付
金の交付を申請します。

記

1 申請内容（改植面積）

改植面積（a）	金額

2 振込先

金融機関名			本店・支店 名	
口 座 種 別	普通・当座	口座番号		
口座名義人	フリガナ			
	氏 名			

3 関係書類

振込先通帳の写し（口座番号と名義（カナ）を確認できるもの）

様式第 2 号（第 4 条関係）

砥部町指令 砥農林第 号
令和 年 月 日

（事業主体）

様

砥部町長

令和 6 年度砥部町ななおれ梅組合経営支援交付金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった交付金について次のとおり交付することに決定したので、令和 6 年度砥部町ななおれ梅組合経営支援交付金交付要綱第 4 条の規定により通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 申請額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定額 | 金 | 円 |

（留意事項）

虚偽又は不正により交付金を受給した場合は、交付金の全部の返還を命ずるものとする。